

16. 「社費」「義援金」説明できますか？

2025/10/2 白子隆志

日本赤十字社 150 年プロジェクトが始まりました。そんなわけで、今回は「社費」と「義援金」について考えてみたいと思います。私は赤十字に入社して(その間 2 回離れたことがあります)30 年以上経過しました。高山では町内会に入っているものの班長をやることがあります、各家から「社費」として 500 円ずつ半強制的に徴収していました(町内会費から毎年自動的に支払われていた)。皆さんの地域ではいかがでしょうか？病院でも集めに來ることありましたよね。自分は赤十字職員なのになんでまた「社費」を収めることになるんだろう？と疑問に感じたことはありませんか？

2011 年に起きた東日本大震災の際、一部の週刊誌が「日本赤十字社が義援金を集めているのに被災地に届けていない(届いていない、日赤が搾取しているのではないか)」というとんでもない記事が掲載されました。当然、掲載された記事は全く事実無根であり日本赤十字社は近衛社長から週刊誌各社に対し、抗議文(次ページ)を出したのを皆さんご存じでしょうか？約 1 年後に最終的に国内外からの義援金 2200 億円は東北地域の 6 県に配分されましたが、義援金事業は人々の善意の下に成り立ち、手間と時間と信頼が必要なことがわかります。

我が家はこの年にちょうど班長をしていたので、週刊誌報道の誤りを正すために町内会の皆様に日赤の「義援金」「社費」について改めて説明し、理解をしていただきました。それでも、一般の皆さんは社費を病院への寄付と勘違いされている方が多い(ほとんど?)のが現実です。多くの方々や企業からの「寄付金」が、本社や支部の活動資金や、災害時の備品、災害活動に関わる我々の費用支弁に使われていることも我々自身も知っておかなければなりません。そもそも私自身も、海外派遣の際、何度も交通費や給与などを支給されていることを忘れないようにしています。

「社費」:日本赤十字社の社員として納めていただく納付金のことで、年額 500 円以上と定められている。この「社費」と、赤十字活動に賛同しご協力いただく「寄付金」(金額はいくらでもかまわない)を併せて「社資」と呼んでいる。赤十字は、数々の海外救援活動や国内においても国の指定する防災機関として、地震・水害などの大災害が発生した際の医療救護活動を実施し、献血・医療・青少年の健全育成・各種の社会福祉事業・奉仕団組織の拡充等々、国民の福祉推進のため有益な事業を行うための資金のほとんどは、社資によって賄われている。

「義援金」:災害ごとに指定して集められ、被災者一人ひとりに公平に分配されるお金です。非営利組織や自治体などが募り、日本赤十字社や報道機関などで構成される義援金配分委員会を通じて、被災者に均等に配分される。復興事業には使われず、被災者個人の生活再建のために活用され、使い道は被災者個人の判断に任

されます。被災者数を正確に把握する必要があるため、実際に被災者に届くまでに時間がかかる場合があります。

皆さんもお分かりの通り、日赤が行っている(国際救援活動・医療事業・災害救護活動・血液事業・講習普及事業・社会福祉事業・赤十字ボランティアの育成・看護師等養成事業)には多くの資金援助(支援)が必要で、支えられていることで活動が行えていることに感謝しなければなりません。

もしも誰かに尋ねられたら答えられるようにしておきたいですね。

<参考資料>

平成23年5月27日

株式会社 新潮社
代表取締役社長 佐藤 隆信 様

日本赤十字社
社長 近衛 忠輝



抗議文

日本赤十字社は、3月11日に発災した東日本大震災により被災された多くの方々に対し、日本国民のみならず全世界から多くのご支援、ご協力をいただきながら救護活動を展開しているところです。こうした中、貴社は6月2日号(5月26日発売)の週刊誌「週刊新潮」40ページから43ページにおいて、「被災民が泣いている！義援金1300億円を届けぬ日本赤十字の怠慢」との見出しの記事を掲載されています。

この記事の内容は大震災発生後から現在までの日本赤十字社の活動実態を検証することなく、また、被災自治体の状況についても一顧だにせず書かれた、事実誤認に基づく内容で、日本赤十字社を誹謗中傷し、日本赤十字社に対する信頼を損ねるものであり、大変遺憾であります。

このような記事を掲載されることは、日本赤十字社の名誉を著しく毀損するものであるとともに、日ごろから日本赤十字社にご理解、ご協力をいただいている国内外の皆さまや読者に誤解や不信の念を抱かせることとなり、赤十字事業の推進の妨害ともなる行為であり、日本赤十字社として厳重に抗議します。

受付中の国内災害義援金

令和7年台風第15号災害静岡県義援金

受付期間:2025年12月8日まで

令和7年台風第12号災害義援金

受付期間:2025年12月26日まで

令和7年8月6日からの大雨災害義援金

受付期間:2025年12月26日まで

令和7年台風第8号に伴う災害義援金

受付期間:2025年12月26日まで

令和7年トカラ列島近海を震源とする地震災害義援金

受付期間:2025年12月26日まで

令和6年9月能登半島大雨災害義援金

受付期間:2025年12月26日まで

令和6年能登半島地震災害義援金

受付期間:2025年12月26日まで

皆さまからのご支援は、
赤十字のさまざまな活動や救援物資の購入などにカタチを変えて
苦しんでいる人びとを救います。

**これからもたくさんのいのちを救うため、
あなたの力を貸してください。**

■ あなたのご支援でできることの一例



今回のみ

2,000円
のご寄付で

避難所で使う毛布を
1人分備える

防寒対策や床との緩衝材の役割として避難所での生活に欠かせない「毛布」を1人分備えることができます。



毎月

3,000円
のご寄付を1年間継続で

安眠セットを
12人分備える

避難先での生活を少しでも快適に過ごしていただけるよう、キャンピングマット、枕、アイマスクなどが一式収納された「安眠セット」を12人分備えることができます。



毎月

5,000円
のご寄付を1年間継続で

緊急セットを
50人分備える

避難先での生活にあると便利なマスク、ウエットティッシュ、ラジオ、懐中電灯、歯ブラシなどが一式収納された「緊急セット」を50人分備えることができます。



毎年

10,000円
のご寄付で

心肺蘇生トレーニングキットで
6人分講習を行える

感染症まん延状況下での救急法講習は、通常のプログラムを行うことが難しい状況が続いております。そこで、オンラインによる説明と簡易キットを活用することで、感染防止に配慮した講習が実施できます。